

“セ ド” と “シ マ”

——名古屋東郊における村落内小地域集団の事例——
研究、『尾張徇行記』の記述を出発点として

山 田 正 浩

はじめに

『尾張徇行記』（以下、本稿では『徇行記』と略称する）は、藩政時代後期における尾張藩支配下の村々についての現地踏査にもとづく詳細な記録である。それ自体、すぐれた歴史的・地理的著作であると同時に、当時の資料を豊富に我々に提供している。藩政時代の人口動態、農業生産と流通、土地利用など、同書の記述を素材とする研究例は多いし、地方史（誌）研究においても、必ずといってよいほどに利用されるものである。本稿では、『徇行記』記載事項の中から、村落内の区分、組分けに関する部分を対象として、まずその呼称と個々の名称（地名）について整理してみたい。次いで、その中から特に“瀬戸（セド）”を取り上げ、名古屋東郊の一村落における調査にもとづいて考察を進める。『徇行記』に表われる“瀬戸”の語義について、その村落内小地域集団としての性格について、村落組織全体の中での位置づけについて、などである。

『徇行記』における村落の内部構成——村内の組分け、支呂の有無など——についての記述は、地域ごとにやや精粗の差が感じられるものの、全体としては豊富な内容をもち、この点で他の類書に例を見ない。また、著者が序文で、「…輒随所之記。若地称呼以現今所通為是矣。…」と述べるように、村々の実情をそのまま記録する、用語、名称も、現地で実際に用いられているものを採用するという編纂態度を反映して、記述にバラエティがあり、そのことが資料としての価値を高めているといえることができるのである。

I 『徇行記』に表われる村落内区分の呼称と名称（地名）について

1) 村落内区分の呼称

『徇行記』に記載された村々、およそ900余について、村落内区分の呼称と名称（地名）について整理してみる。総数908村のうち、村落内区分に関する記述のみられる村落は294で、全体の約3分の1にあたる。郡別に総村数に対する比率を求めると、愛知郡48.8%（61村）、春日井郡40.4%（82村）、中島郡39.2%（38村）、海東郡28.8%（44村）の順で、丹羽、海西、知多3郡はともに20%程度の比率にとどまっている。これが村落構成の地域的差異を表わすものか、あるいは単に記述の精粗の差によるものかについては、直ちに確認することができない。

区、組 村落内区分の呼称として、最も一般的に使用されるのは、“区”，あるいは“組”で、たとえば次のように用いられる。

・愛知郡本井戸田村（現名古屋市瑞穂区）
村内三組ニ分ル、出口組中組東組トイヘリ、
……

・丹羽郡瀬部村（現一宮市） 此村落ハ東西
ヘ長キ所ニテ七区ニ分レ四方ニ散在ス、本郷
中島下市場四日市場上ノ郷大門新田ト云、
……

・丹羽郡五日市場村（現一宮市） 此村ハ江
ノ隈ニアリテ一村立ノ所ナリ、組分ハナシ、
この“区”，“組”の呼称は、村落内区分に
言及されている294村中213村（区149，組64）
で使用され、最も一般的である。中島、海西の
2郡で“区”の使用例が多く、逆に愛知郡では
“組”の使用例が多いといった若干の地域差は
あるが、なおかつ尾張中全域に分布し、その点

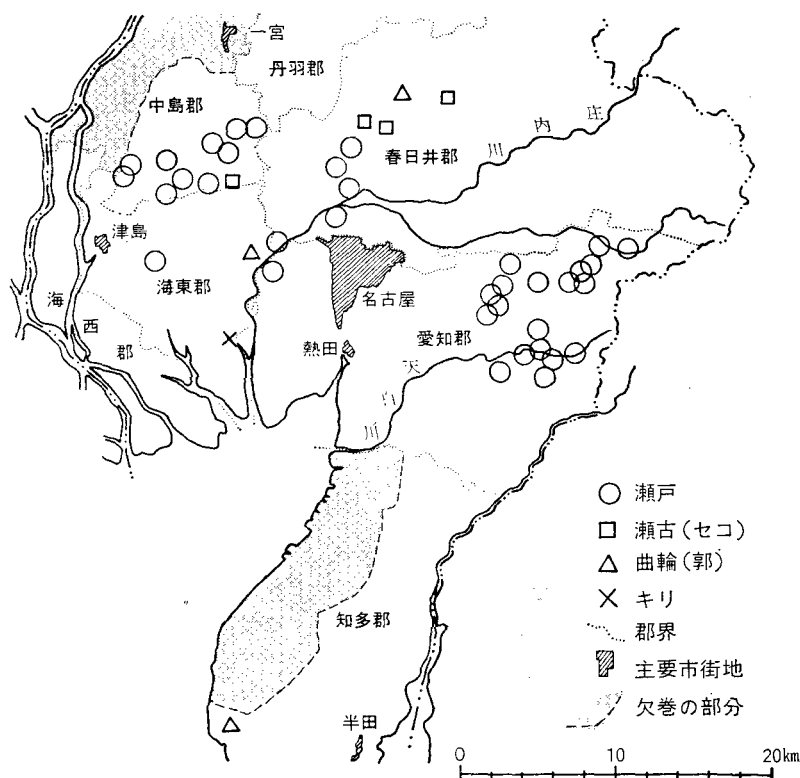


図1 『徇行記』に表われる村落内区分の呼称——瀬戸，瀬古，曲輪，キリ——の分布

でも最も普遍的ということができよう。

このように、使用頻度、分布地域、また呼称の語義の点でも一般的な“区”，“組”以外に、やや特徴的な呼称として、“瀬戸”，“瀬古(セコ)”“曲輪(郭)”，“キリ”の語の使用がみられる。

瀬戸 “区”，“組”以外の用語では最も使用例が多く、36例(愛知郡20，春日井郡5，中島郡10，海東郡1)をかぞえる。該当村は、一つは名古屋市街の東郊に集中的に表われ、とりわけ愛知郡中での使用例が多い。それとはやや離れて、春日井郡の一部、中島郡の南部にもやや集中的に分布する(図1)。“瀬戸”の語義、内容については次項でもふれるが、“瀬戸”は“セド(背戸)”であり、地域的にまとまって居住する一族集団を指す言葉に発するものであると、本稿では考えておきたい。

・愛知郡菱野村(現瀬戸市) 此村瀬戸六ツニ

ワカレ民戸散在ス、北山・西島・東島、川ノ南ヲ西ワケ島・羽島・川瀬島ト云イツレモ…

・愛知郡折戸村(現愛知郡日進町) 此村ハ山ノ交ヒニアリ、民家ハ山腰ニアリテ瀬戸ノ分リモナシ……

・中島郡下津村(現稲沢市) 此村落ハ一ノ宮街道トヨリニアリ、……定福寺町小町屋町新町片町ト四瀬戸ニ分レリ、……

なお付言すると、以上のような呼称としてのほかに、村落内区分の名称(地名)としても“瀬戸”が用いられる場合があり、このような例は村数にして13(中島郡8，春日井郡3，海東郡2)，該当地名はあわせて25が『徇行記』に記録されている。たとえば次のごとくである。

・春日井郡幸心村(現名古屋市守山区) 此村落ハ勝川街道瀬古村ノ東ニアリテ、……四組ニ分レリ、南瀬戸、中瀬戸、北瀬戸、出屋

敷ト云……

・海東郡^{フタ}二ツ寺村（現海部郡美和町） 此村東ノ瀬戸、市場、西ノ瀬戸、古寺山ト四区ニ分レリ……

もちろん、地名としての“瀬戸”は、より一般的には“セト、谷間、狭い通路”の意をもつものであるから、前記の25例すべてについて、“セド、背戸”に由来する地名であると考えすることはできない。ここではひとまず語義は別にして、村落内区分に付された地名として、「一瀬戸」が『徇行記』で25例記録されているという点のみを指摘するにとどめておきたい。³⁾

瀬古（セコ） “セコ（あるいはサコ）”は、いうまでもなく“山と山のせまったところ”の意をもつ語であり、一般的地名として普遍的に分布する。また、全国各地において、村落内区分——村組——の呼称として用いられる場合も多く、愛知県、三重県における村組呼称としてこの“瀬古”を特にあげる研究例もある。⁴⁾しかし『徇行記』の記載による限り、4例——春日井郡大気村（現小牧市）、青山村（現西春日井郡豊山町）、田楽村（現春日井市）、中島郡中野庄村（現稲沢市）——のみで、該当例はそれほど多くはない。⁵⁾

・春日井郡田楽村 此村ハ、民戸入鹿街道筋ニアリ……七セコホトニ分レリ、権現嶋・南条・フシ垣外・迫間島・ボウジュウ・北島ナトイヘリ、……

・中島郡中野庄村 此村ハ八神街道筋ニアリ、一村立ノ所ニテ瀬古ハ妙見中屋敷北屋敷御田島万願寺ト五ツニ分レリ、……

曲輪（郭） この“クルワ”も、村落あるいは人家の集合を指して用いられる場合がある。『日本国語大辞典』によると、“村落”の意で用いられる例に群馬、千葉、愛媛各県の例があげられている。また同辞典では、“親類一族、同姓の一家”の意で用いられるものとして、長野県佐久郡の例があげられており、これは先にふれた“セド”の語義に近い。⁶⁾『徇行記』では“曲輪（郭）”の語は4カ村で用いられているが、うち1例は文意から村落全体を指すと解され、⁷⁾

それを除く3カ村——春日井郡北外山村（現小牧市）、海東郡長牧村（現海部郡大治町）、知多郡多屋村（現常滑市）——が該当例と考えられる。

・海東郡長牧村 此村ハ上長牧下長牧ト二郭ニ分レ、……

・知多郡多屋村 此村ノ西浦街道通りニ民家建ナラヒ山方浦方ト二曲輪アリ、……

なお、『濃州徇行記』では、輪中地域の村々の記載において、この“曲輪”が用いられ、本来、この語が低湿地帯における小田堤の意を持って使用されたことが理解される。⁹⁾ただし先述の4例中、北外山村、多屋村の2村は、輪中地域およびその縁辺部からは明らかに離れた位置にある。

キリ 『徇行記』中で村落内区分の呼称として用いられるのは、6例のみである。次に述べるが、たとえば「上ノ切」、「中ノ切」、「下ノ切」というごとく、一般呼称としてよりはむしろ、村落内区分に付せられた地名として用いられることが多い。

・海東郡江松村（現名古屋市中川区） 此村落ハ……古隄通りニ農戸建ナラヒ東ノ割中ノ割西ノ割ト三キリニナレリ、……

2) 村落内区分の名称（地名）について

以上のような“区”，“組”，“瀬戸”などの呼称に対し、個々の村落内区分に付せられた名称（地名）は、もとより多様である。ただし共通的なもの、特徴的なもの——特に地名語尾において——があり、その分布にも地域の特徴が認められる。これらのことを簡単にまとめておきたい。『徇行記』に記載された村落内区分の名称として頻度の高いものをあげると、「——島」、「——切」、「——屋敷」、「——組」、「脇——」、「——割」などであり、その例数は表1に示した通りである。表1に明らかなように、例数としては「——島（嶋、シマ）」が最も多く211を数えるが、春日井郡126、愛知県63と、この2郡にほとんど集中して分布する。とりわけ春日井郡の南半から愛知郡の北東部にかけてが、連続した集中的分布地域にあたっている。この地域の村落では、村落内区分のほとんどが「——

表1 『徇行記』に表われた村落内区分の名称
——頻度の高い地名語尾とその例数——

	——島	——切 (キリ)	——屋敷	——組	——脇 (ワキ)	——割 (ワリ)
愛知郡	63	20	15	17	22	6
春日井郡	126	6	47	3	7	—
丹羽郡	6	7	12	15	—	—
中島郡	—	32	3	—	5	—
海東郡	6	37	9	10	2	15
海西郡	6	8	8	6	—	11
知多郡	4	2	5	2	—	—
合 計	211	112	99	53	36	32

島」であるといっても過言ではない。¹⁰⁾したがってこの地域では、これら村落内区分を指す一般呼称としても、“シマ”と称することが多い。ただし先にみたように、『徇行記』中には、呼称としての“シマ”の使用例はないのである。

呼称としてはわずかに1例あると述べた「——一切(キリ)」は、表1のように、個々の地名語尾として数多く用いられている。例数は、「——島」に次いで112、地域的には愛知、中島、海東の3郡に多く表われる。愛知郡では海東郡へと続く郡の西部、北部にこの地名が多く、先の「——島」と同様、2つ以上の郡にわたって、1つのまとまった分布地域が考えられる。また、愛知、海東、海西3郡に限って表われる「——割(32例)」とともに、この両者は木曾川に近い低湿地域に特徴的な地名と考えてよい。「——屋敷」は例数99で、「——島」、「——切」に次いで多い。「——切」と同様にいずれの郡にもみられ、その意味で普遍的である。ただし、春日井郡が約半数の47を占め、同郡にやや集中して表われているといえよう。

「——組」も、一般呼称のみでなく地名としても、中島郡を除く各郡において、とりわけ愛知、丹羽両郡での使用例が多い。「——脇」は全体で36例であるが、その過半が愛知郡に集中している点が特徴的である。また、愛知郡、春日井郡などは、ここに示したような共通的な語尾を持つ地名の占める比率が高く、知多郡、海西郡、丹羽郡のようにその比率の低い地域と、

よい対照をなしているという傾向も指摘できる。

さて、『徇行記』に記された村落内区分についての一般的な分析は以上の通りであるが、次項以下で扱う名古屋東郊の村落——長久手町岩^ヤ作^ザ——についての『徇行記』の説明は、次のようであった。

・愛知郡岩作村 此村ハ大郷ニテ七瀬戸ニ分レ、東島東中島南島中脇島西中島西島新田島ト云、一村ツツキテ凡村落ノ間、東西一五町ホト南北三町ホトアリ……

先に引用した菱野村と同様、『徇行記』はこの村落においても、地名としての「——島」と、それを指す呼称としての“瀬戸”を対応させて記述している。しかし現在のこの地方においては、これも先にふれたように、村落内小地域集団を指して“シマ”の呼称も用いられている。したがって“セド”は、それとやや性格を異にする別個の小地域集団として存在するのである。以下ではもっぱら、この“セド”と“シマ”を取り上げ、それぞれの小地域集団としての性格、機能、村落組織の中での両者の位置づけ、などの点について、順次分析を進めてゆきたい。

II 村落内小地域集団としての“セド”と“シマ”

本稿では、『徇行記』で用いられる“瀬戸”は、語義の上からは“セド(背戸)”に通じるものであると考えていることは先に述べた。また、『徇行記』の記述における“瀬戸”と「——島」の用例が現地調査の結果と少し異なっている点にもふれた。これらの問題点をややくわしく考えるために、岩作における調査をもとに、この地方において“セド”、“シマ”が如何なる内容を示す用語として用いられるかについて整理してみたい。

岩作における聴き取り調査によると、この地方では次のように、“セド”、“シマ”の語を用¹¹⁾いる。

(1) “シマ”は村落内小地域集団を指し、岩作では『徇行記』に記された7つの「——島」がそれに該当する。これらは若干変化しつつも、ほぼ現在まで存続している。

(2) “セド”は地域的にまとまって居住する(1つの“シマ”内である場合が多い)一族の集団,あるいはその本家——分家(新屋)の関係をいう。

(3)したがって,本家—分家の関係が明らかであっても,他地区に居を構えるもの,他所に移転したものは“セド”に含めないのが普通である。

(4)1つの“シマ”を1つの“セド”が占めている場合には,地域集団としては“セド”と“シマ”は重なる。

(5)しかし,“シマ”が2つ以上の“セド”から構成される場合には,地域集団の大きさという点ではシマ>セドの関係となる。現在では,この例がむしろ多い。

以上の結果によって,村落と村落内の小地域集団の関係は,村落>シマ>セドと整理することができ,“セド”と“シマ”はその地域集団としての大きさにおいて,またその本来的性格

において,むしろ区別して考えるのが妥当なのである。『徇行記』の“瀬戸”は,この“セド”に由来すると考えてよいのであるが,呼称としての“瀬戸”と地名としての「——島」を対応させた記述は,少なくとも現在の用例にしたがうかぎり充分には正確でなかったと判断される。しかし時代をさかのぼるほど,セド≡シマの形が多かったということは充分に想定でき,この両者が実際の内容において,現在よりもより近似的であったと考える可能性も決して無視できないであろう。¹²⁾

いうまでもなく,“セド(背戸)”の語義は,“裏の入口,うらぐち,うらもん。家のうしろ,また隠れた所”(『広辞苑』)で,愛知県でも一般的に用いられていたものである。ここに述べた小地域集団としての“セド”の用語は,“セドヤ——他の家の裏に建ててある家,裏店,裏や”の語義をも含んで用いられていたとすべきであろう。¹³⁾

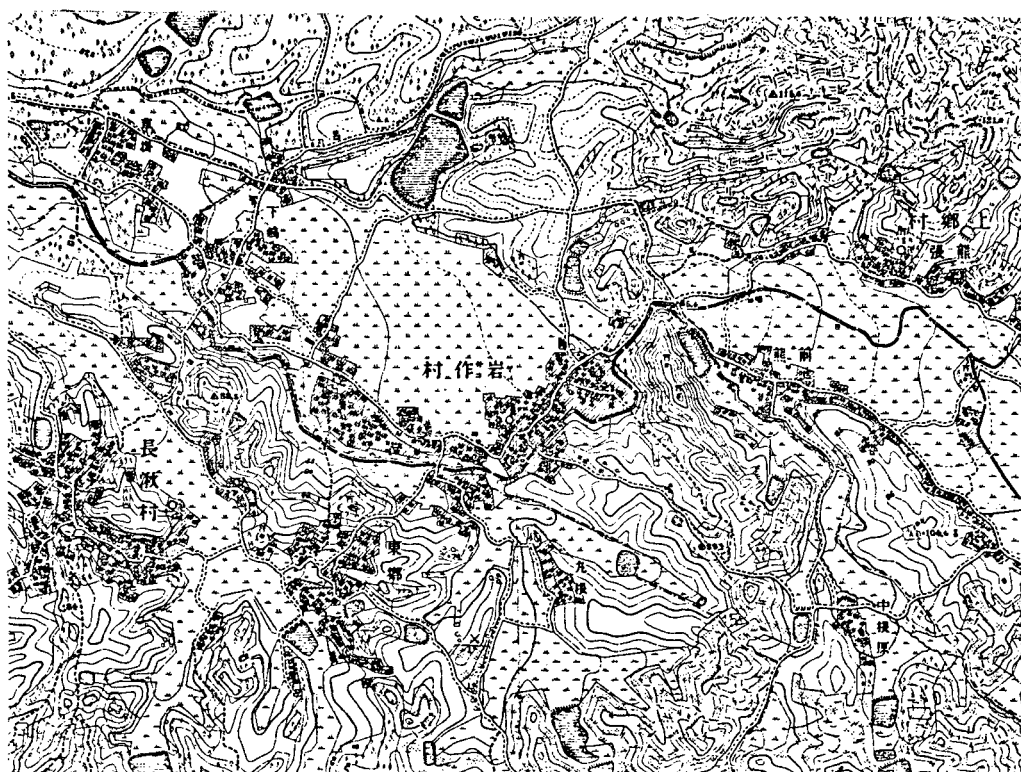


図2 岩作とその周辺(1:20,000地形図「長湫村」明治24年測図を約3分の2に縮小)

Ⅲ “セド”と“シマ”の事例研究

——愛知郡長久町岩作——

1) 調査地域、岩作の戸数と人口

ここで取り上げる岩作は、名古屋東郊に位置し、現在は愛知郡長久手町に属する村落である。西に接する長湫^{ナガクサ}とならんで、藩政後期にはすでにきわめて大規模な村落であり、『徇行記』には「今戸三百五口千二百四十五」と記されている。明治12年の『共武政表』によると、359戸、1487人、さらに明治23年当時の戸数は336戸であった。¹⁴⁾ 藩政後期から明治中期にかけて、およそ300～350戸の戸数規模を持ち、『徇行記』のいうように、たしかに「大郷」であった。『徇行記』にはまた、「古戸七十一口五百十六¹⁵⁾」と記載されている。「古戸」とは、『寛文覚書』に記載された戸数であるから、同書が編纂された17世紀中葉から『徇行記』の19世紀初頭に至る150年弱の間の、この村の開発とそれに伴う戸数増大の著しかったことが推定できる。この地方の村々には、この「古戸」と「今戸」との懸隔が大きい例が多く、近世に入ってから開発が進んだと考えられる場合が多い。¹⁶⁾ 岩作に西隣する長湫¹⁷⁾においても、同様の過程が考えられるのである。先に引用した『徇行記』の記述のように、「東西十五町南北三町」に及んで村落が展開している様子は、図2の地形図によってうかがうことができる。

2) 岩作における“セド”と“シマ”

記述の都合上、“シマ”の説明から始めたいと思う。表2は、『徇行記』記載の東島以下7つの“シマ”について、現在に至る間の名称、区域の移動を整理し、さらに明治以降の大字の下位組織である“分会”との対応関係をまとめたものである。名称が変化したもの（西中島→中島、新田島→下島）はあるが、『徇行記』記載の“シマ”が、明治以降のそれに対応している。明治23年の戸数は、東島は約90戸、南島、西島、下島はそれぞれ約60戸、東中島、中脇島、中島はやや小さく20戸前後であった。¹⁸⁾ 個々の“シマ”が、標準的な藩政村に匹敵する戸数規

表2 岩作における“シマ”と分会の組織

『徇行記』 の“シマ”	明治以降の “シマ”	大正期の 分会	現在の 分会
東 島	(中根原) 東 島	第1分会	第1分会
		2	2
東 中 島	東 中 島	3	※
南 島	南 島 (向島)	4	3
中 脇 島	中 脇 島	5	4
西 中 島	中 島		5
西 島	西 島 (寺山)	6	6
新 田 島	下 島	7	7

※現在の第2，3，4分会に分かれて吸収された

模を持っていたのである。この地方では明治以降、大字の下位組織が“シマ”単位に置かれることが多く、このことは、とりもなおさず“シマ”が村落内小地域集団として最も基礎的な存在であったことを示している。その呼称は村落によって違いがあるが、岩作では“分会”と称した。明治37年に設置され、全部で7分会である。表2に明らかなように、ほぼ“シマ”に対応して“分会”が置かれている。ただし、東島が第1，第2と2分会に分かれていること、戸数規模の小さい中脇島、中島をあわせて1分会としたことなどの差異はあった。

図3は、岩作の主要部を、昭和16年の資料にもとづいてやや詳細に示したものである。小学校、役場、道路改修など新しい変化を除くと、各“シマ”の位置、屋敷の配置など、おおよそかつての状態が表わされている。主として香流川右岸に展開する集落部分のうち、下流の下島、西島は、それぞれほぼ独立した屋敷群を構成している。逆に中島以東では、屋敷地がほぼ連続しており、各“シマ”の境は、視覚的には必ずしも明らかでない。とりわけ東島、東中島、南島の間において、この傾向が著しい。

もちろん“シマ”の区域、名称ともに、いつの時期においても固定されたものではなく、新

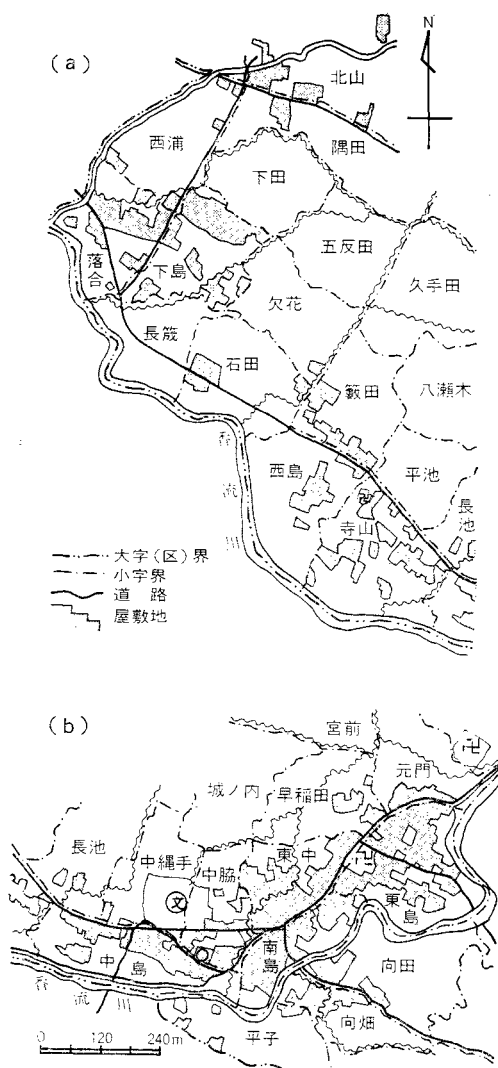


図3-b 岩作における“シマ”と屋敷配置 (a : 西浦～寺山, b : 中島～東島) (法務局『長久手村土地宝典』昭和16年より作成)

たな開発が進めば、新しい“シマ”が形成される。また、先述のように、各“シマ”の屋敷地が連続する場合には、逆に、独立していた“シマ”が隣接の“シマ”に吸収される場合が生じる。また、時には“シマ”の一部を便宜的にさらに区分して呼ぶこともある。東島においては、東南方に全く独立して中根原の集落があり、後

出の表3にみえるように、すべて加藤姓からなる26戸で構成されていた。戸数の点でも1つの独立した“シマ”に相当するといってもよいものでありながら、『徇行記』に表われないのはもちろん、明治期に至っても特に独立した“シマ”の呼称は与えられなかった。おそらく、他の“シマ”と比較して最も新しい時期に開発され、集落が形成された所なのではなかろうか。ただし、明治以降の分会の組織の上では、常に独立した1分会としての位置を与えられており、実質的には1つの“シマ”として認められるに至ったといってもよからう。

東中島は、中根原とは逆の経過をたどっている。『徇行記』はもちろん、大正期の『岩作里誌』²¹⁾の記述においても、独立した“シマ”であり、分会の組織においても1分会をなしていた。しかし、現在に至っては、独立した“シマ”として扱われないことが多く、分会の組織においても隣接する東島、南島、中脇島に分かれて吸収された形になっている。

南島では、香流川以南の字向田、向畑の部分を時に、向島と分けて呼ぶ場合がある。西島における寺山の場合も同様であり、時に寺山は西島から区別して呼ばれるが、全体としては西島に包括されているわけである。

以上のような異同はあるものの、初めに述べたように、岩作はほぼ7つの“シマ”から成り、これら個々の“シマ”が、村落内小地域集団として最も基本的な位置づけを与えられる存在であった。下島、西島のように、それぞれが独立する家屋群を形成する場合には、形態的にも明確にこのことが把握されるのである。

次に、“セド”の実態をみてみたい。表3は、明治23年における岩作の336戸について、各“シマ”ごとに姓別戸数を整理したものである。先の証明で明らかのように、表3に示された“シマ”ごとの同姓グループが、ほぼ“セド”に該当するわけである。岩作では浅井姓が多いが、系譜的につながりがないと伝えられている2派に分かれる。表3ではそれを仮に“浅井A”、“浅井B”と表わした。

表3 明治23年、各“シマ”における姓別戸数

東 島	66	福岡19, 浅井A13, 加藤13, 倉地11, 松原5, その他5
(中根原)	26	加藤26
東 中 島	16	浅井B7, 日比野6, その他3
南 島	54	浅井B27, 林11, その他16
(向島)	14	浅井B11, その他3
中 脇 島	19	浅井A11, 加藤7, その他1
中 島	22	加藤12, 浅井B8, その他2
西 島	25	浅井A11, 福岡6, 加藤5, その他3
(寺山)	34	浅井A30, その他4
下 島	60	加藤33, 浅井B24, その他3

(『岩作各家先祖名簿』により作成)

西島のように、浅井A氏が圧倒的な比率を占める場合があるが、他の“シマ”では、たとえば南島における浅井B氏、林氏のごとく、あるいは下島における加藤氏、浅井B氏のごとく、ほぼ二つの有力な同姓グループで“シマ”が構成されているというのが、一般的なケースであったといえよう。つまり、明治中期という時点では、岩作においては2つ以上の“セド”によって“シマ”が構成される場合が多く、地域集団の大きさという点ではシマ>セドの関係にあるものが多い。なお、東中島の浅井B氏はまともって1つの“セド”を形成するのではなく、一部は、その出自である向島の浅井氏セドに属した。“セド”は、1つの“シマ”内で組織されるのを通例とするが、時にこのような変則的な形態も存在するのである。

先述の西島の場合、浅井A氏が圧倒的に多数を占めていたから、セド=シマに最も近い形態といえよう。また、東島に含まれる中根原を、先述のように実質的には独立した“シマ”として考えると、ここは26戸すべてが加藤姓であるから、シマ=セドの最も適当な例といえる。同様のことは、南島に含まれる向島にもあてはまる。向島は香流川の南に独立した家屋群を形成し、そのほとんどが浅井B氏によって占められていた。中根原、向島においては、近年の宅地増による変化が進むまで、“セド”の語義にふさわしい屋敷配置——本家を中心にその裏手、横手に分家が順次配置される——を認めること

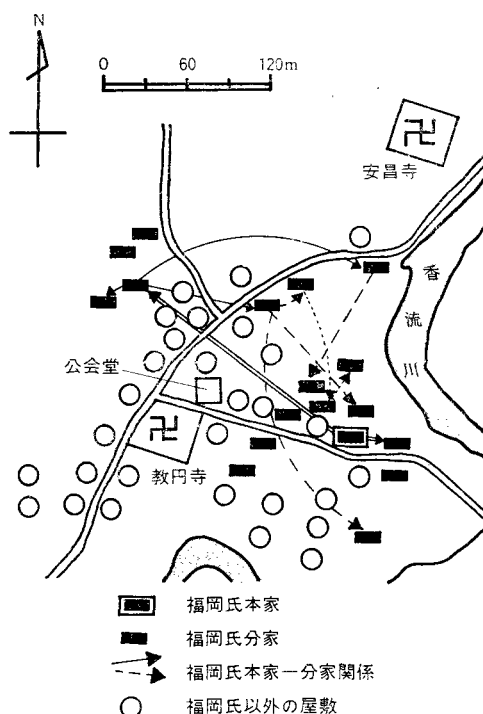


図4 東島における屋敷配置と福岡氏の本家一分家関係（明治23年）

ができたという。²²⁾

岩作の東端に位置する東島は、中根原を除いても66戸と、“シマ”中最大の戸数規模を示していた。また、福岡氏、浅井A氏、加藤氏、倉地氏、松原氏と多くの同姓グループ、すなわち“セド”に分かたれ、他に比べて複雑な構成をなしている。これらのうちでは、浅井A氏の居住が最も新しいとされる。また『岩作里誌』は、倉地、福岡両氏は17世紀後半に、松原氏は18世紀前半に他所から入村したという伝承を誌している。たしかに、充分な確証のあることではないが、先にみた『寛文覚書』から『徇行記』に至る間の急激な人口増加という事実にはちょうど符合する。図4は、明治23年当時の東島を構成する屋敷の配置を示し、さらに福岡氏について、²³⁾本家一分家の関係を図示した。福岡氏の場合、本家を中心にした一族の屋敷が、“シマ”の中央から東寄りにやや集中して位置する状態がわかるであろう。またやや離れて、図4の上

方（一部は早稲田地籍内）にも、福岡氏の屋敷が集まっている。これは分家のうちの有力なものを中心に、二次的に一族の屋敷群が形成されたものなのである。

3) “セド”と“シマ”の機能——村落組織 中での位置づけ——

これまで述べてきた“セド”、“シマ”の村落内小地域集団としての性格、また村落組織中での位置づけについて、最後に要約して述べておきたい。

岩作における標準的なタイプ、すなわち1つの“シマ”が2つ以上の“セド”からなる場合について考えると、小地域集団の機能は当然、両者にその一部ずつが分け持たれる。その場合、“シマ”が先述の“分会”のように制度的機能を併せ持つものに対して、“セド”のそれは隣保集团的な、いわば日常生活における相互扶助的機能の特徴としていた。

たとえば、いわゆる冠婚葬祭の類は“セド”内で取り仕切るのが、ごく最近まで行なわれていた慣行であったのである。婚礼の場合、式宴、食事の準備、荷物の運搬、客の接待など、すべて“セド”内で行なった。葬式の場合も、ほぼ同様であった。墓地（ミハカ）は“シマ”ごとにまとまってあり、葬儀に必要な道具一式も“シマ”ごとに整えられていたが、埋葬の準備、寺院との連絡、食事接待など個々の葬儀を取り仕切るのは“セド”であった。時に人手が不足して“シマ”に助力を求めることがあったが、この場合には、これに対する返礼がなかなか大変なことであったという。家屋の新改築、屋根の葺き替え、農作業における協業も、“セド”内で行なわれることが多かった。また、寺院との関係についても、“セド”ごとに壇家集団が形成されており、これを“講”と表現することもあった。たとえば東島の場合、福岡氏、浅井A氏と安昌寺（曹洞宗）、倉地氏、松原氏と教円寺（浄土真宗高田派）というがごときである。

村落内小地域集団としては、“セド”より“シマ”がむしろ基本的であり、それが明治以降の分会の組織に受け継がれたことは、先に述べた

通りである。各分会には会長と幹事が置かれ、必要な経費は協議費と称して、“シマ”を構成する各戸から徴収された。かつての“シマ”の集会所は、公会堂と称して現在に至っている。実際の村落内の運営に関しては、岩作全体の区会より、むしろこの分会の果たす役割が大きい傾向にあったという。また、区会一分会の組織にはほぼ平行して、青年会も組織され、これも同様に“シマ”ごとに下部組織が置かれた。“シマ”ごとの青年会は、実際には分会長のもとにあって、分会の日常活動を補完するという性格が強かったのである。

“シマ”を単位として行なわれた年中行事をあげてみると、たとえば日待（お日待ち講）がある。正月7日、あるいは5月、9月に、“シマ”の行事として、寺院の堂宇や集会所を利用して行なわれた。また昭和の初め頃までみられた虫送り、正月14日の左義長も、“シマ”ごとに行なわれた行事である。河川の補修、川ざらえは岩作全体で行なわれるのが普通であったが、時に“シマ”ごとに行なうこともあった。

各種の祠堂とその祭祀組織については、明治初年に行なわれた統廃合のため、大きな変化が生じた。神社に関するものは、郷社石作神社への合祀が行なわれ、明治・大正期以降の状態の聴き取り調査では、それ以前の“セド”、“シマ”における祭祀の形態を類推することはむずかしい。『岩作里誌』から断片的な記述を引用してみると、次のようである。²⁶⁾

- ・山神社 往時中根原、東嶋、中脇、療セ榎、下新田等五箇所に在しを、明治五年官の社寺法制定に依り本県権令井関盛良の申付に随ひ当境内（石作神社…筆者注）へ遷せり。
- ・天王社 往時字中根原、東嶋、中嶋、西嶋、下新田等五箇所に在しを前社と同時に当境内へ遷せり。
- ・富士浅間社 文禄年中浅井助左衛門之れを創建すと云ふ、……氏子五拾戸あり云々。
- ・松原寺 文政年中宇東嶋嘉十郎（松原氏）創建したる尼寺にて、……明治五年本県権令より廃却申付られ……

・辻観音往時字中根原、東嶋、東中、南嶋、中脇、西嶋、下嶋、立花等に有りしを県権令の命に依り、明治六年五月取拂せり。

以上の記述から、明治期に入るまで、祠堂の祭祀が“シマ”ごとに、あるいは一族（セド）ごとに行なわれたことをうかがうことはできる。しかし明治以降、廃却、合祀によって“セド”、“シマ”における祭の組織と機能が消失したことは、先述の通りである。

“ムラ”としての岩作は、いうまでもなくかつての藩政村であり、明治以降は大字（区）となった。その代表は惣代であり、のちに区長と称した。区の運営は区長、土木員各一名、区会議員14名（各分会から2名宛）によって運営され、必要な経費は区費の名称で徴収されたのである。“セド”、“シマ”に比較して、区の特徴は、山林を中心とする共有財産を保有する点にある。日常的な村落の運営については、区よりむしろ“シマ”が実際の機能を果たす傾向にあったことはすでに述べたが、地域集団としての統一をもたらす物質的基礎を有するという点は、区（“ムラ”）のみが持つ重要な特質であった。

区全体で行なう行事としては、石作神社の祭礼が最大で、祭礼の期日にあわせて道普請が行なわれるのが通例であった。ほかに八朔の余興行事として、明治末期まで相撲が行なわれ、雨乞いも区の行事の1つに数えられた。

以上のような“ムラ”、“シマ”、“セド”という区分とは別に、岩作を東西に二分して区分する場合もあり、通常、東、東中、南、中脇の“シマ”が東組に、中、西、下の“シマ”が西組に属した。たとえば、石作神社祭礼時の飾馬の奉納において、東西に1軒ずつある馬元から、それぞれ1頭ずつの馬が奉納された。また、明治以降の消防組も、東西二組に分けて設置されている。このように“ムラ”を二分することは、東西それぞれ1名ずつ総庄屋と組頭が置かれたという藩政時代の村落機構に由来するものであった。

おわりに

『徇行記』における村落内区分の呼称の分析、とくに“瀬戸”の語義と、村落内小地域集団としての性格、機能を探るのが本稿の目的であった。名古屋東郊の一村落、岩作における明治・大正期を中心とした資料、聴き取り調査の結果では、『徇行記』における村落内小地域集団としての“シマ”と、その呼称としての“瀬戸”を対応させた記述は十分に正確でなく、“セド”と“シマ”は、やや性格を異にする別個の地域集団として存在したのである。時代をさかのぼるほど、セド≒シマの形態が多かったということは十分に想定できるが、これまでの調査では、それを充分確認することができなかった。また、“セド”の実態をより正確に把握するためには、他の地域、とくに中島郡においてもより詳しい調査をなすべきであるが、その点については他日を期した。

本稿が調査地域とした岩作は、名古屋東郊にあって、現在では都市化の真っただ中にある。旧来の伝統的な村落組織は、外部からの大量の流入者の中にまさに埋没し、崩壊しつつある。“セド”の語も、語義も、遠くない将来において、この地域に住む人々の脳裡から忘れ去られていくのであろう。（愛知県立大学文学部）

（付）現地調査においては、長久手町岩作の安昌寺住職柴田義雄氏から多くのご教示と資料閲覧の便宜を受けた。記して感謝の意を表する。

〔注〕

1) 樋口好古『尾張徇行記』。寛政4年（1792）に起稿し、文政5年（1822）に完成した。尾張藩支配下の村々すべてに及ぶ『郡村徇行記』のうち、尾張地方のものについて『尾張徇行記』と通称するわけである。現在では、葉栗郡全部、中島郡の北半、知多郡北西部の部分を欠く。名古屋城下については『那古野府城志』として、『名古屋叢書』第9巻（名古屋市教育委員会、1963）に収録。その他は『名古屋叢書』続編第4～8巻（1964～65）に収められている。

2) 同書を利用した研究例としては、たとえば、加

- 藤武夫「藩政時代における尾張の人口の分布と変動」地理学評論, 26-5, 1953。また, 坪内庄次の一連の研究がある。「濃尾平野に於ける徳川時代の人口増減」地理学報告(愛知学芸大学), 2, 1953, 「濃尾平野に於ける徳川時代の商品貨幣経済の浸透」地理学報告, 4, 1953, 「濃尾平野に於ける徳川時代の家族構成」地理学報告, 7, 1956, など。
- 3) 『明治十五年愛知県郡町村字名詞』(愛知県地名集覧, 日本地名学研究所, 1969) には, “セド”及びこれを含む地名(セドタ, セドヤマ, セドバタなど)は22例, “セト”は45例が収録されている。“セド”, “セト”について全体的に考えるためには, これらの小地名をもあわせて検討する必要がある。
- 4) 『日本民俗学大系』第3巻(社会と民俗Ⅰ), 平凡社, 1962, 54頁
- 5) このほかに村名としては, 春日井郡瀬古村(現名古屋市守山区)の1例
- 6) 『日本国語大辞典』六, 小学館, 1973, 666頁
- 7) 海東郡富永村の場合であり, 『徇行記』の記述は次のようである。
- 此村落ハ戸田川ノ西ニアリテ一村立ノ所也, ……郭中三区ニ分ル, 上ノ割中船入ノ割福島割ト云……
- 8) 前掲1) で述べた『郡村徇行記』のうち, 美濃地方のものを『濃州徇行記』と通称する。
- 9) 安藤万寿男編『輪中 その展開と構造』古今書院, 1975, 88頁
- 10) “シマ”の分布地域は, 愛知郡の東に続く三河地方にも及んでいる。たとえば, 西加茂郡藤岡町。ただし, その東隣の小原村では“組”が一般的である。藤岡村『藤岡村誌』1974, 320~322頁。小原村教育委員会『小原村誌』1964, 340~341頁
- 11) 主として, 安昌寺住職柴田義雄氏による。
- 12) 開発の過程において, ある一族が定住し(すなわちシマ=セド), 次いで他の一族が移り住む(シマ>セド)という経過については, 『猪高村誌』(1959)が, 簡略ながら名古屋市東郊の村落, 高針(現名古屋市名東区)の事例を記している(同書17頁)。
- 13) 愛知県の方言を扱った研究例の中で“セド”に言及しているものとして, 安藤次郎『尾張百姓ことば稿本』1937, 芥子川律治『名古屋方言の研究』泰文堂1971など。後者では, 『塩尻』, 『金鱗九十九之塵』, 『鸚鵡籠中記』など, 藩政期名古屋における著作物の中から“せど”, “せどぐち”の使用例が引かれている(同書446~447頁)。
- 14) 大正期に岩作在任の浅井菊寿氏が作成した「岩作各家先祖名簿」付載の戸ロ一覧表による。
- 15) 『寛文覚書』, あるいは『寛文村々覚書』。寛文年間に尾張藩支配下の村々について村勢の概要を編纂したもの。樋口好古が『徇行記』著述の範としたとされる。『名古屋叢書』続編第1~3巻(1964~66)に収録。
- 16) 前掲2) 加藤論文
- 17) 長湫(長久手)について『徇行記』に記載された戸ロは, 「古戸三十一口四百十五, 今戸二百七十六口百七十六」であった。
- 18) 前掲14)
- 19) たとえば, 現在の尾張旭市域では“常会”と称した(『尾張旭市誌』1971, 289~295頁)。
- 20) 新たな開発に伴って“シマ”が派生してゆく経過にふれたものとして, たとえば前掲12)の文献。
- 21) 浅井菊寿『岩作里誌』1925
- 22) 柴田氏談
- 23) 屋敷位置については, 柴田氏のご教示による。ただし位置が判明しないもの12戸を除く。
- 24) この地方ではミハカ(埋葬墓地)とヒキ(引)ハカが分かれてあった。本文で述べたように, ミハカは“シマ”単位に置かれたのに対して, 後者は屋敷地, 所有耕地の一角に作られる場合が多かった。
- 25) 同様の事情は, 尾張旭市域における“区会一常会”の関係においても見られたという(前掲19)。
- 26) 前掲21) 51, 64頁

SEDO AND SHIMA : A CASE STUDY OF SMALL TERRITORIAL GROUPS
OF RURAL COMMUNITY IN THE EASTERN SUBURBS
OF NAGOYA, CENTRAL JAPAN

Masahiro YAMADA

In this article, the author picked up several terms on rural territorial groups mentioned in a geographical description of Owari province in the Tokugawa era (*Owari-Junkoki*), and tried to analyse the signification of two of them, *sedo* and *shima*, in rural society of this area.

As a result of field research at a village in eastern suburbs of Nagoya, the author obtained following findings on these terms.

In the Meiji and Taisho era, the term *shima* designated a small territorial group in this district, and *sedo* meant a lineage group dwelling collectively in a *shima*. In the Meiji era, a *shima* was ordinarily composed of two or more *sedos*. *Shimas* had been a part of administrative system and played an important role in the organization of rural communities. On the other hand, *sedos* were characterized by the function of mutual aids in rural daily life. Therefore it seems that the groups designated by these terms had not been analogous in spite of the description in *Owari-Junkoki*, in which they are mentioned to be corresponding. It is necessary yet to analyse these terms of earlier age in order to obtain exact understanding of their signification.